

報 道 資 料

平成18年6月1日

住宅耐震精密診断・改修工事費に対する補助金

【対 象】昭和56年5月31日以前に建築された木造の専用住宅や併用住宅で3階以下（改修工事の補助については、建築士が行った耐震診断の結果で構造耐力が1.0以下）のもの

【内 容】精密診断：((財)日本建築防災協会が定める精密診断)に対する補助金

改修工事：改修工事のうち、壁の補強、床の補強及び柱・筋かいと土台との補強金物の取替及び新設に要した費用に対する補助金

【補助額】精密診断：実費（千円/m²を限度）に3分の2を乗じた額（千円未満切り捨て）限度額76,000円

改修工事：改修工事のうち、壁の補強、床の補強及び柱・筋かいと土台との補強金物の取替及び新設に要した費用に3分の1を乗じた額（千円未満切り捨て）限度額300,000円

【募集件数】精密診断・改修工事ともに 10件

【申し込み】建築指導課、出張所、行政センターに備え付けの用紙（奈良市ホームページをご利用の方については、「お知らせ」から）に必要な事項を書いて、6月5日～23日（土、日、祝祭日を除く）必着で建築指導課へ。

応募件数が多い場合は公開抽選。

問い合わせ先：奈良市役所建築指導課

：0742-34-1111（内線 3418）

平成18年度税制改正において、固定資産税の減額措置の創設に伴い、既存住宅（昭和57年1月1日以前）の耐震改修工事が完了した日から3ヶ月以内に、市に対して固定資産税減額証明書を添付して申告を行うことができます。

詳細については、資産税課に問い合わせして下さい。

問い合わせ先：奈良市役所資産税課

：0742-34-1111（内線 4726）